

原議保存期間	5年(平成35年3月31まで)
有効期間	一種(平成35年3月31まで)

各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長

警 察 庁 丁 会 発 第 2 6 6 号
平 成 2 9 年 4 月 3 日
警 察 庁 長 官 官 房 会 計 課 長

指名停止審査委員会設置要綱等の制定について

みだしのことについては、「指名停止審査委員会設置要綱等の制定について」（平成22年8月5日付け警察庁丁会発第675号、以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、平成29年3月31日をもって旧通達の有効期間が満了したことに伴い、別添1のとおり「指名停止審査委員会設置要綱」を定め、引き続き「指名停止審査委員会」を設置した。また、指名停止措置の基準を明確にするため、別添2のとおり「警察庁における物品調達及び工事請負契約等に係る指名停止措置要領」を定めたので、その取扱いに遺漏ないようされたい。

指名停止審査委員会設置要綱

1 委員会の設置

公共調達に適正な執行を確保するとともに、不正行為に対する発注者の毅然とした姿勢を明確にし、再発防止を図るため、警察庁長官官房会計課に指名停止審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の任務

委員会は、有資格者（全省庁統一参加資格者名簿又は建設工事及び測量・建設コンサルタント等競争参加資格者名簿に記載されている者をいう。）に、贈賄、談合及び不正行為等があった場合には、指名停止等の措置について審議することを任務とする。

3 委員会の構成

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 長官官房会計課会計企画官
委員 長官官房会計課装備室理事官
情報通信局情報通信企画課理事官
長官官房会計課課長補佐（監査）
長官官房会計課課長補佐（調達）
長官官房会計課課長補佐（営繕）

4 委員会の運営

- (1) 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- (3) この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

5 事務局

委員会の事務局は、工事等の契約に関することは長官官房会計課営繕担当、物品調達等の契約に関することは長官官房会計課調達担当において行う。

指名停止審査委員会運営要領

- 1 警察庁会計事務取扱細則(昭和59年警察庁訓令第4号)第2条に規定する部局長は、有資格者(全省庁統一参加資格者名簿又は建設工事及び測量・建設コンサルタント等競争参加資格者名簿に記載されている者をいう。)が指名停止措置要領の措置要件に該当し、指名停止を行おうとするときは、速やかに、別紙様式1の指名停止審査申請書を委員会に提出し、委員会の決定を得なければならない。
- 2 部局長から前項の申請があった場合には、委員長は速やかに委員会を開催する。
なお、委員会の開催通知は、各委員及び委員長が必要と認めた者に通知する。
- 3 緊急の場合は、委員会開催に代えて持ち回り合議により審査できるものとする。
- 4 審査案件の決定は、委員会全員の合意又は合意を得られない場合は、委員長の裁決により行う。
- 5 委員長又は委員が出席できない場合は、代理者が出席するものとする。
- 6 委員会の審査内容は、別紙様式2の指名停止審査委員会審査記録により記録するものとする。
- 7 審査決定結果は、別紙様式3の指名停止決定通知書をもって部局長に通知する。

別紙様式1

番 号
平成 年 月 日

指名停止審査委員会 殿

部 局 長

指 名 停 止 審 査 申 請 書

1 概 要

2 指名停止の期間

3 その他

別紙様式2

指名停止審査委員会審査記録

開催年月日	
出席者	
申請部局等名	
審議事項	
審査内容	
参考資料	
備考	

別紙様式3

番 号
平成 年 月 日

部 局 長 殿

指名停止審査委員会

指名停止決定通知書

1 指名停止の期間

2 指名停止の理由

別添2 警察庁における物品調達及び工事請負契約等に係る指名停止措置要領 (定義)

第1 この措置要領において、「部局及び部局長」とは、警察庁会計事務取扱細則(昭和59年警察庁訓令第4号)第2条に規定する部局及び部局長を、「所属担当官」とは、同細則第4条及び第7条に規定する支出負担行為担当官等及び契約担当官等をいう。

(指名停止)

第2 部局長は、有資格業者(全省庁統一参加資格者名簿又は建設工事及び測量・建設コンサルタント等競争参加有資格者名簿に記載されている者をいう。以下同じ。)が別表1及び別表2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当し、指名停止を行おうとするときは、指名停止審査委員会の決定によらなければならない。

2 部局長が指名停止を行ったときは、所属担当官は、物品の製造、物品の購入、役務若しくは物品の売払(以下「物品の調達等」という。)又は工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3 部局長は、第2第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 部局長は、第2第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 部局長は、第2第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期

間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍、別表1第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍)の期間とする。

- (1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間中又はその期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表1第1号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 部局長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
- 4 部局長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36月を超える場合は36月)まで延長することができる。
- 5 部局長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項及び第5に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 部局長は、指名停止期間が満了した有資格業者について、別表1第12号に該当し、かつ、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 7 部局長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5 部局長は、第2第1項の規定により別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。また、別表1第12号の措置要件にも該当することとなった場合には、指名停止の期間を更に加重するものとする。

- 一 談合情報を得た場合、又は当該部局の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表1第6号、第9号、第11号又は第

- 1 2号に該当したとき。
- 二 別表1第5号から第12号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 別表1第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。
- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表1第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- 五 警察庁又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表1第8号から第12号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止の措置対象区域の特例)

- 第6 部局長は、有資格業者が別表2第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において当該有資格業者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、所管区域の一部を限定して指名停止を行うことができる。
- 2 警察庁は、別表2第6号又は第8号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格業者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該有資格業者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

(指名停止の通知)

- 第7 部局長は、第2第1項若しくは第3各項の規定により指名停止を行い、第4第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第6第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第4第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく、それぞれ別紙様式1、別紙様式2又は別紙様式3により通知するものとする。
- 2 部局長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が所属担当官の発注した物品の調達等又は工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第 8 所属担当官は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ部局長の承認を受けたときは、この限りではない。

(下請等の禁止)

第 9 所属担当官は、指名停止の期間中の有資格業者が当該所属担当官の契約に係る物品の調達等又は工事の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(所属担当官への通知)

第 10 部局長は、第 2 第 1 項若しくは第 3 各項の規定により指名停止を行い、第 4 第 5 項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第 6 第 2 項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第 4 第 7 項の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ別紙様式 4、別紙様式 5 又は別紙様式 6 により、所属担当官に通知するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 11 部局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(附則)

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。

別表 1

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が当該部局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時、契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、アに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p>
<p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が当該部局の職員以外の他の部局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>3 次のア、イ又はウに掲げる者が当該部局の所管区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>4 次のア又はイに掲げる者が当該部局の所管区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>

措 置 要 件	期 間
ア 代表役員等 イ 一般役員等	3月以上9月以内 1月以上3月以内
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局の所管区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から 2月以上9月以内
6 次のア又はイに掲げる者と締結した契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(第12号に掲げる場合を除く。) ア 当該部局の所属担当官 イ ア以外の所属担当官	当該認定をした日から 3月以上12月以内 2月以上9月以内
7 当該部局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第12号に掲げる場合を除く。) (競売入札妨害又は談合)	刑事告発を知った日から 1月以上9月以内
8 次のア又はイに掲げる者が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはアに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) ア 当該部局の所管区域内の他の公共機関の職員 イ 当該部局の所管区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内 1月以上12月以内

措 置 要 件	期 間
<p>9 次のア又はイに掲げる者と締結した契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)</p> <p>ア 当該部局の所属担当官 イ ア以外の所属担当官</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上12月以内 2月以上12月以内</p>
<p>10 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内</p>
<p>11 警察庁の所属担当官が締結した契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から4月以上12月以内</p>
<p>12 警察庁の所属担当官又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等で警察庁の所掌に係るものの職員が締結した契約に関し、次のア又はイに掲げる事由に該当することとなったとき。 (当該工事に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)</p> <p>ア 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)</p> <p>イ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6月以上36月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(建設業法違反行為)</p> <p>13 当該部局が所管区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>14 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 当該部局の所属担当官 イ ア以外の所属担当官</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>15 前各号及び別表2に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>16 前各号及び別表2に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p> <p>当該認定をした日から 2月以上9月以内 1月以上9月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>

別表 2

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 当該部局の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 当該部局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「自発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>3 当該部局の所管区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、自発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 自発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 自発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2月以内</p>
<p>(暴力団)</p> <p>9 内閣及び内閣府所管に係る発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書(平成22年3月31日付け警察庁丁暴発第42号、閣総会第159号、府会第266号)に基づき、警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該要請を受け、指名を行わないこととした日から12月を経過し、かつ排除事由の解消が認められ、排除の解除を行った日まで</p>

(注) 別表1及び2において所管区域とは、警察法(昭和29年法律第162号)第30条第2項に規定する管区警察局長の管轄区域及び北海道とする。ただし、東京都は、関東管区警察局長に含むものとする。

また、警察庁は、すべての管区警察局長及び北海道警察本部(各方面本部を含む。)の管轄区域、附属機関及び警視庁は、関東管区警察局長の管轄区域、北海道警察本部及び北海道警察各方面本部は、北海道の管轄区域とする。

別紙様式 1

番 号
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

部 局 長 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 社 が(の) (注: 1) のことは、誠に遺憾である。
よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる
事態が生ずることのないよう十分注意されたい。(注: 2)

記

1. 指名停止の期間 (注: 3)
2. 指名停止の理由 (注: 4)

- (注) 1. 措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
2. 第7第2項の適用がある場合には、「今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。」と記載する。
 3. 指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
 4. 措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

別紙様式2

番 号
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

部 局 長 印

指名停止期間変更通知書

先に、平成 年 月 日付け 第 号をもって貴 の
指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該
指名停止の期間を変更したので通知する。

記

1. 従前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 変更の理由

別紙様式3

番 号
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

部 局 長 印

指名停止解除通知書

先に、平成 年 月 日付け 第 号をもって貴 の
指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除し
たので通知する。

別紙様式 4

番 号
平成 年 月 日

所属担当官 殿

部 局 長 印

指 名 停 止 通 知 書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	
登録種別及び等級	
指名及び契約の実績	

上記有資格業者について、警察庁における物品調達及び工事請負契約等に係る指名停止装置要領別表第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので通知する。

記

1. 指名停止の期間 (注1)
2. 指名停止の理由
3. 備考(他機関の見解等)

注1:第4第1項から第4項までの規定により指名停止の期間を定めた場合には、その旨も記載する。

別紙様式 5

番 号
平成 年 月 日

所属担当官 殿

部 局 長 印

指名停止期間変更通知書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	

上記有資格業者については、先に平成 年 月 日付け第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

1. 従前の指名停止の期間 (注1)
2. 変更後の指名停止の期間
3. 変更の理由

注1:第4第1項から第4項までの規定により指名停止の期間を定めた場合には、その旨も記載する。

別紙様式6

番 号
平成 年 月 日

所属担当官 殿

部 局 長 印

指名停止解除通知書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	

上記有資格業者については、先に平成 年 月 日付け第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記の理由により、当該指名停止を解除したので通知する。

記

理由